

経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第10条第4項)



《ダイジェスト版》

平成24年3月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

那須信用組合は、地域の中小零細事業者や個人の皆様に対する資金供給や金融サービスの充実に取り組んでおりますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、同信用組合の取引先が直接・間接の被害を受けております。

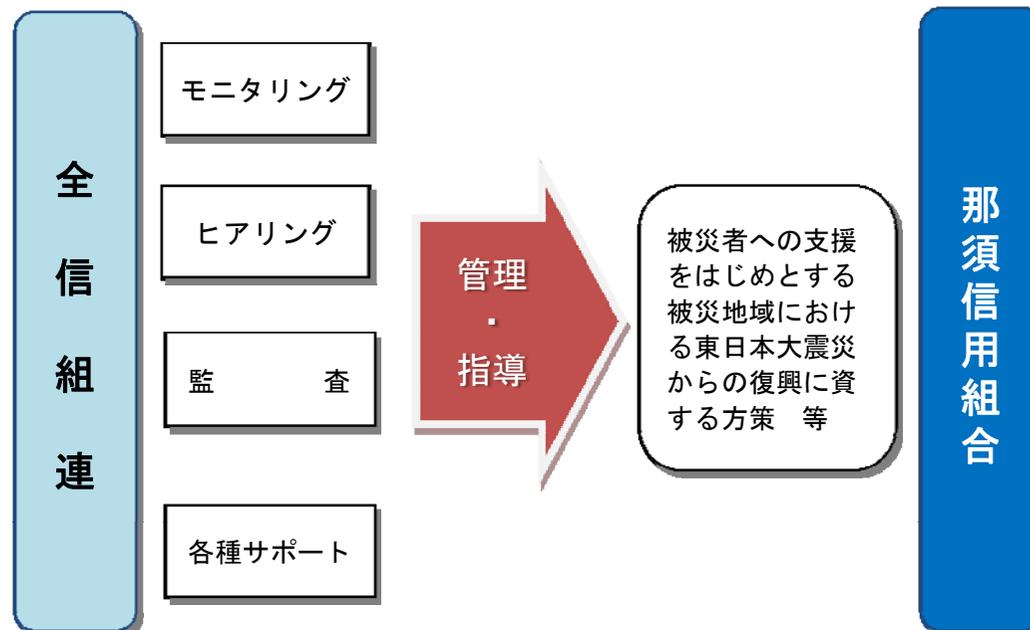
当会は、同信用組合が、地域の中小零細事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、これまで以上に安定的かつ円滑な資金供給を実施し、震災からの復興に資するため、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能強化法を活用することにより、同信用組合の財務基盤について更なる強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、那須信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、同信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 経営指導方針

当会は、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構監査などによる管理・指導により、那須信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートしてまいります。

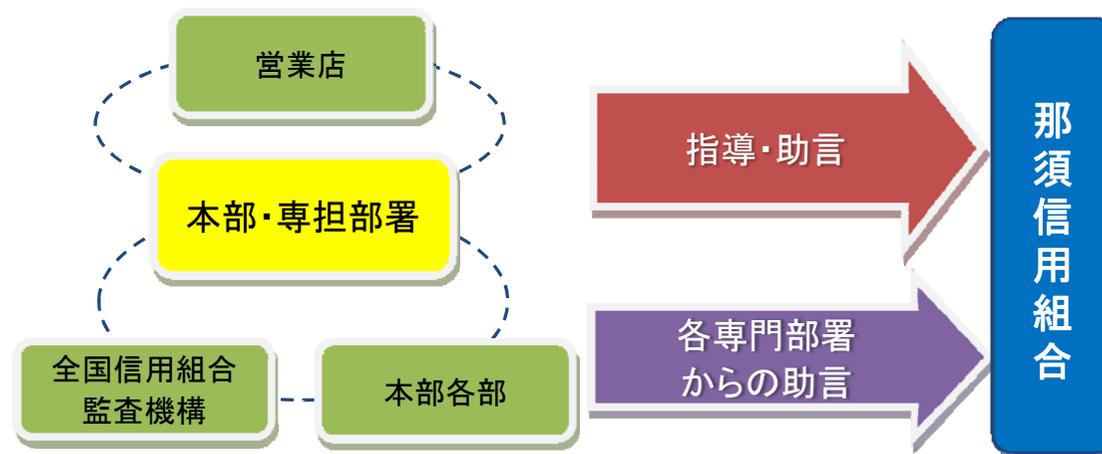
また、中小零細事業者への信用供与の円滑化や地域経済の活性化に向けての取組みについて、適時・適切な対応を図ってまいります。



3. 経営指導体制の強化

本部専担部署を中心とし、本部各部や管轄営業店と連携したきめ細かな指導・助言を行っています。

また、経営強化計画の着実な履行に向けた指導体制の強化を図ってまいります。



4. 組合の施策に対する指導・助言

当会では、那須信用組合が「経営強化計画」に掲げる以下の施策について、定期的なモニタリング・ヒアリングなどを通じて取組状況の確認と、継続的な指導・助言を行ってまいります。

中小規模の事業者に対する 信用供与の円滑化のための方策

①実施体制の整備のための方策

- ・「事業再生支援チームなすしん」の創設
- ・復興支援のための融資促進を目的とした「チームHOT」の創設
- ・女子職員による得意先訪問活動を通じた融資推進を目的とした「レディース」の配置

②実施状況を検証するための体制

- ・常勤理事等で構成する「進捗管理委員会」の設置
- ・施策の実効性の検証、所管部への改善策策定の指示等

③担保及び保証に過度に依存しない融資の促進

- ・信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定するとともに、格付に応じて信用貸枠を設定
- ・担保・保証を原則不要とする新商品の開発

被災者への支援をはじめとする被災地域における 東日本大震災からの復興に資する方策

①相談機能の強化、人材の再配置等に関する方策

- ・全営業店への各種相談窓口の開設
- ・人材の戦略的な再配置による復興支援体制の構築

②事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策

- ・経営者の意欲等の定性面の実態把握により、早期事業再生に向けた取組み方針を策定する体制の構築
- ・ビジネスマッチングへなど販路開拓等の支援
- ・税理士・弁護士等の各種専門家との連携による事業承継

③二重ローン問題等への対応に向けた方策

- ・中小企業再生支援協議会等との連携
- ・事業再生ファンド等の活用
- ・私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談等

5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・定期的な報告を通じた進捗状況の管理と指導の実施。

②モニタリング、ヒアリング

- ・経営状況やリスク管理状況に関する定期的なデータの分析を通じた状況把握と指導の実施。
- ・信組支援部・営業店による定期的なヒアリングの実施による状況把握と、確認された課題・問題点に関する指導・助言の実施。

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と、経営改善に向けた助言。

④経営強化計画の実施に必要な措置

- ・融資推進、債権管理に関する他の信用組合の取組事例などの情報提供。
- ・他の信用組合との取引先にかかる情報交流の仲介等の検討など事業再生支援へのサポート。
- ・「しんくみりカバリ」を活用した企業の再生支援の検討。
- ・コンサルタントや専門家による講習会の斡旋など、人材育成に係る必要なサポート。 など

6. 協定銀行による信託受益権の引受けに係る事項

(1) 買取りを求める額

優先信託受益権 54億円

(2) 算定根拠

東日本大震災の影響による信用リスクの拡大や有価証券価格の下落への耐性を高め、地域経済や金融市場の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期すため、当会が70億円の優先出資を引受け、既引受けの優先出資20億円と合わせ信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために54億円の優先信託受益権の買取りを求めるものです。

(3) 内容

1	信託	那須信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	54億円
4	優先配当の方法	確定配当(非累積)
5	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。)ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
6	信託設定日	2012年3月30日(予定)
7	受益権譲渡日	2012年3月30日(予定)
8	信託期間	25年(延長可能)
9	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権元本の割合に応じた数とする

金融機能強化法を活用したスキーム(信託方式)

